

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援事業）実施要綱

制 定 平成 30 年 8 月 13 日 環政計発第 1808133 号

1. 目的

地域の低炭素化事業（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等）には、技術面、環境面、財務面、体制面にわたる様々な課題があり、これらに的確に対応するには専門的な知見・経験が必要となる。

一方、全国各地において、再生可能エネルギーのポテンシャルや省エネルギーの機会がありながら、地域の低炭素化を担う専門的な知見・経験を有する人材が不足しているために、ポテンシャルや機会が十分かつ適切に活用されていない。

こうした状況に対応するため、再生可能エネルギーや省エネルギーに関する高度な専門的な知見・経験を持つ人材をアドバイザーとして、地方公共団体のニーズに応じて派遣し、地域の低炭素化に資する事業（再生可能エネルギー資源の活用や公共施設の抜本的な省エネルギー等）の案件形成を促進すべく、専門的な助言を実施する措置として、新たに地域低炭素化案件形成支援事業の創設等をしたところである。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援）により実施する事業（以下「補助対象事業」という。）は地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に基づく、都道府県及び市町村が自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画（事務事業編）」という。）及び同条第 3 項に基づく、都道府県及び指定都市等がその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた計画（以下「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）に基づく地域の低炭素化事業（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等）の案件形成の促進や、地方公共団体実行計画の策定・改定及び同計画に基づく取組が困難な市町村に対する支援等の措置を推進するため、高度な専門的な知見・経験を有する人材による専門的な助言等を実施し、地域における低炭素化を図ることを目的とする。

2. 補助対象事業の実施方針

補助対象事業は、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に係る案件形成の促進を図るとともに、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村等を支援し、1 に掲げる目的の達成に向け、地域の実情を踏まえつつ各種関連施策との連携の下に地域の低炭素化を実現するものとする。

3. 補助対象事業の内容

補助対象事業は、次の（1）から（3）に掲げるものとする。

- （1）地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定等に係る技術的助言及び同計画に基づく再生可能エネルギーの導入及び省エネルギーの推進に係る案件形成支援

- (2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定等に係る技術的助言及び同計画に基づく再生可能エネルギーの利用促進、区域の事業者や住民による温室効果ガスの排出等に関して行う活動の促進、地域環境の整備及び改善並びに循環型社会の形成に係る案件形成支援
- (3) 都道府県が地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村・特別区・一部事務組合及び広域連合に対して行う技術的な助言や人材育成の支援等の措置

4. 補助対象事業の実施主体

補助対象事業の実施主体は、3の（1）については、市町村、特別区及び地方公共団体の組合、3の（2）については、市町村及び特別区、3の（3）については、都道府県とする。

5. 採択要件

補助対象事業は、4の実施主体において、3の（1）については、地方公共団体実行計画（事務事業編）を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること、3の（2）については、地方公共団体実行計画（区域施策編）を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれることを要件とし、3の（3）については、都道府県が支援する市町村等が地方公共団体実行計画を策定しているかどうかは問わないこととする。

6. 補助対象事業の実施手続

- (1) 地方公共団体は、環境省総合環境政策統括官が別に定めるところにより、補助対象事業の計画（以下「事業実施計画」という。）を作成し、環境省総合環境政策統括官に提出して承認を受けなければならない。
- (2) 地方公共団体は、地方公共団体実行計画を変更した場合又は適切に案件形成を行うために必要があると認める場合には、事業実施計画を変更できるものとする。この場合において、環境省総合環境政策統括官が別に定める重要な変更該当するときは、（1）を準用して手続を行うものとする。ただし、補助対象事業の目的の達成や事業の遂行に係りのない細部の変更であるものはこの限りではない。

7. 事業の評価

- (1) 地方公共団体は、補助対象事業が終了したときには、事業実施計画の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行い、評価報告書を作成すること。報告書は、環境省総合環境政策統括官が別に定めるところにより、翌年度4月30日までに環境省総合環境政策統括官に提出するものとする。

なお、評価報告書を期限内に提出できないと見込まれる場合は、その理由及び提出予定時期等を書面にて環境省大臣官房環境計画課に報告の上、その指示を受けるものとする。

(2) 事業評価を行った地方公共団体は、その結果を公表するものとする。

8. 助言及び指導等

(1) 環境省総合環境政策統括官は、地域の実態に即し、かつ、地域の自主性と創意工夫を活かした本事業の効果的な推進が図られるよう、地方公共団体に対して必要な助言、指導及び監督を行うものとする。

(2) 環境省が、事業の実施効果等に係る必要な事項に関する調査を実施する場合は、地方公共団体は協力するものとする。

9. 国の支援措置

環境省は、予算の範囲内において、補助対象事業の実施に必要となる経費の一部について、事業実施主体に補助金を交付するものとする。

10. 他の施策等との関連

補助対象事業の実施に当たっては、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガス排出の抑制等に関係のある施策について、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

11. その他

補助対象事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、環境省総合環境政策統括官が別に定めるところによるものとする。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 8 月 13 日から施行する。